

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 歴史的風致の分布

本市では、熊本城を中心とした市街地や山、平地において、信仰、生業、文化とともに形成された風習、行事が広く分布し、歴史的価値の高い建造物等とともに、歴史的風致を形成している。

17世紀初めに加藤清正が整備した熊本城の城下町である新町・古町は、江戸時代の町割を残したまま、明治・大正時代に建造された歴史ある建造物が点在している。

その町並みを背景に江戸時代から続く藤崎八幡宮の祭礼の行列が練り歩き、鐘や太鼓の祭りの音が響き渡るなど、熊本城下一帯が祭礼の雰囲気に入れられ、良好な市街地環境を形成している。

「一町一寺」という城下町特有の町割りが残る古町は、白梅天満宮の例大祭の大根を食す伝統行事が受け継がれるとともに、北岡神社から古町、二本木まで祭礼の行列が練り歩き、良好な市街地環境を形成している。

川尻地区は、かつて河港町として栄えた地域であり、史跡熊本藩川尻米蔵跡をはじめとして、江戸時代の町筋や土蔵造りの商家、町屋が群として残されている。その町並みを背景に河尻神宮秋季大祭や精霊流しなどの伝統行事が続けられており、良好な環境を形成している。

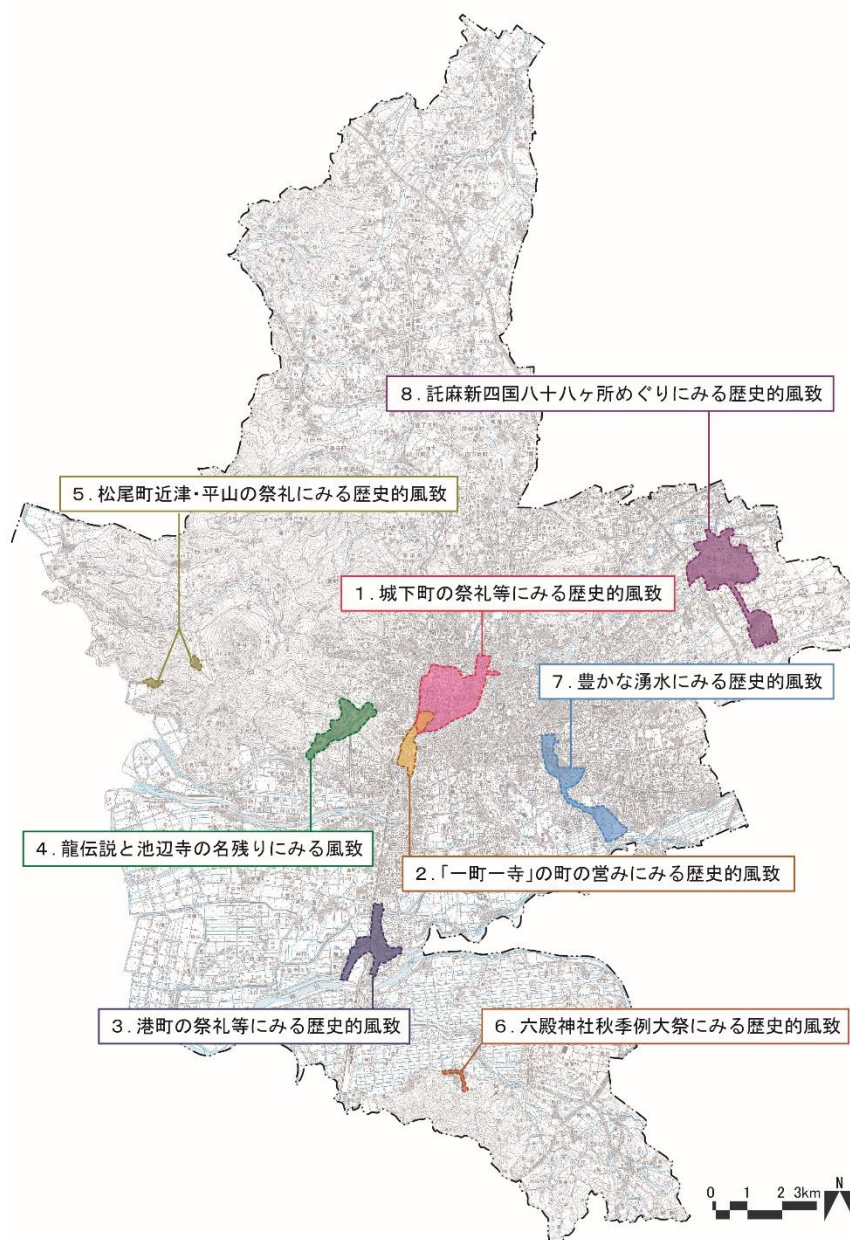
池上地区は、龍伝説とそれにまつわる池辺寺跡の遺跡や建物とともに、池辺寺の後身である追弔会やしめ縄づくりなどの風習が残っており、良好な環境を形成している。

松尾町は、海賊を火で追い払ったという伝承から、近津鹿島神社の「火ノ神祭り」や、平山神社の「火焚き神事」が平山神楽などとともに継承され、良好な環境を形成している。

木原地区は、平安時代から加藤・細川期、現代を通して崇敬される六殿神社が中心となり、五穀豊穡を願う六殿神社秋季例大祭は、村廻りの行列をはじめとし、その形式は大きく改変されることなく受け継がれ、良好な環境を形成している。

水前寺・江津湖周辺は、豊富な湧水に恵まれた風光明媚な場所であり、江戸時代から武士や一般庶民の行楽地として親しまれ、湖畔には藩の御茶屋や藩主別邸が建てられた。現在も、出水神社能楽殿の薪能や、江津湖での舟遊び、水前寺もやしの栽培、水神信仰など、湧水の恵みに育まれた文化が受け継がれ、良好な環境を形成している。

託麻三山周辺を巡る託麻新四国八十八ヶ所めぐりは、地元住民が一丸とな
って開いた霊場であり、住民の手により活動が継承され、豊かな自然環境と社
寺などの歴史的建造物とともに札所が残され、良好な環境を形成している。



市内歴史的風致の分布

2. 重点区域の位置

重点区域は、重要文化財等として指定された建造物を中心に、歴史的価値の高い建造物が集まり、歴史的・地域的關係性に基づく一体性をもって良好な市街地環境を形成している範囲であって、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な範囲とする。

本市における8つの歴史的風致のなかから重点区域を設定する考え方を以下に整理する。

- ・ 価値の高い歴史的建造物や重要文化財等の指定文化財が集積しており、それらが人々の生活や活動のなかで長きにわたり継承されている区域
- ・ 熊本市景観計画に基づく重点地域又は歴史的な町並み地区である区域

上記の設定の考え方に基づき、本市では2つの地域を重点区域として設定する。

ひとつめは、相互に関連性を有する「城下町の祭礼等にみる歴史的風致」「一町一寺の町の営みにみる歴史的風致」において、特別史跡熊本城跡及び重要文化財熊本城を核に、価値のある歴史的建造物が集積する新町・古町地区を中心とした城下町地区を重点区域として設定する。

城下町として栄えた新町・古町は、加藤清正の熊本城築城とともに形成され、現在も特徴的な町割や地名を残している。明治10年（1877）の西南戦争ではほぼ全焼したため、現存する町並みはそれ以降のものであるが、明治期や大正期などの歴史的建造物が多く残され、登録有形文化財や景観重要建造物、景観形成建造物に指定されたものも多い。

ふたつめは、「港町の祭礼等にみる歴史的風致」において、史跡熊本藩川尻米蔵を核に、河尻神宮等の価値のある歴史的建造物が集積する川尻地区を重点区域として設定する。

川尻は元々河港町として栄えた地域であり、舟運の発達により、人・ものの集積地となり、江戸時代には熊本藩の米蔵が置かれた。近代に入り、急激な社会構造の変化により、かつての繁栄は失われたが、江戸期の道筋や、土蔵造りの商家、町屋が群として残され、登録有形文化財や景観重要建造物、景観形成建造物に指定されているものもある。

これらの区域においては、文化財保護法に基づく保護措置のほか、景観法や屋外広告物法に基づく制限など様々な施策を行ってきた。特に景観づくりに関して、新町・古町地区と川尻地区は、市と地域が協働で町並みづくりガイド

ラインを策定し、町屋等の保存活用を進めるなど、歴史的風致の維持向上が図られている。しかし、熊本地震により、歴史的建造物の毀損や経年による老朽化、空き家や空き地の増加、さらには、人口減少や少子高齢化による祭礼の担い手不足、活動を支える組織の弱体化など、歴史的風致の維持に支障をきたすことが危惧されている。

また、周知や広報については、個々の文化財についての情報は得られるものの、歴史的風致という観点での情報発信は不足しており、歴史的風致の意義や価値についての認識が行政、市民及び市外からの来訪者とのあいだで共有されていない。

このため本計画では、これらの課題を解決し、歴史的風致の維持及び向上を効果的に図るため、2つの重点区域において、歴史的風致の維持向上に資する各種施策を展開する。また、これを通じて、その他の歴史的風致の維持向上にも効果を波及させ、ひいては本市全域の歴史的・文化的魅力の向上を目指すものとする。

なお、重点区域は、今後、本計画を推進することで、本市の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲が新たに生じた場合等に適宜見直すものとする。

3. 重点区域の区域・名称・面積

(1) 城下町地区

城下町地区は、特別史跡熊本城跡及び国の重要文化財の熊本城を核に、歴史的建造物や社寺が集積している新町・古町地区を中心とした区域である。

なお、熊本城旧城域の東側は、商業・業務機能の集積が特に高い地域であり、経済活動の拠点となるような、まちづくりが進められている地区であるため、重点区域外としている。

名称：城下町地区

面積：約 188ha



重点区域（城下町地区）と歴史的風致の活動及び歴史的建造物等

具体的な区域の境界は、熊本城旧城域の境界に沿って進み、熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）に基づく新町・古町地区の区域界（市道紺屋今町辛島町第1号線、市道紺屋今町5号線）を東に進む。白川沿いの道路（国道

3号、市道細工町5丁目慶徳堀町第1号線、県道熊本高森線）を西に進み、そのまま北岡神社南側の道路（県道並建熊本線）を進み、景観重点地域「熊本城周辺地域」の区域界（JR鹿児島本線）に沿って北上し、熊本城旧城域へ結ぶ範囲とする。

区域の境界（城下町地区）

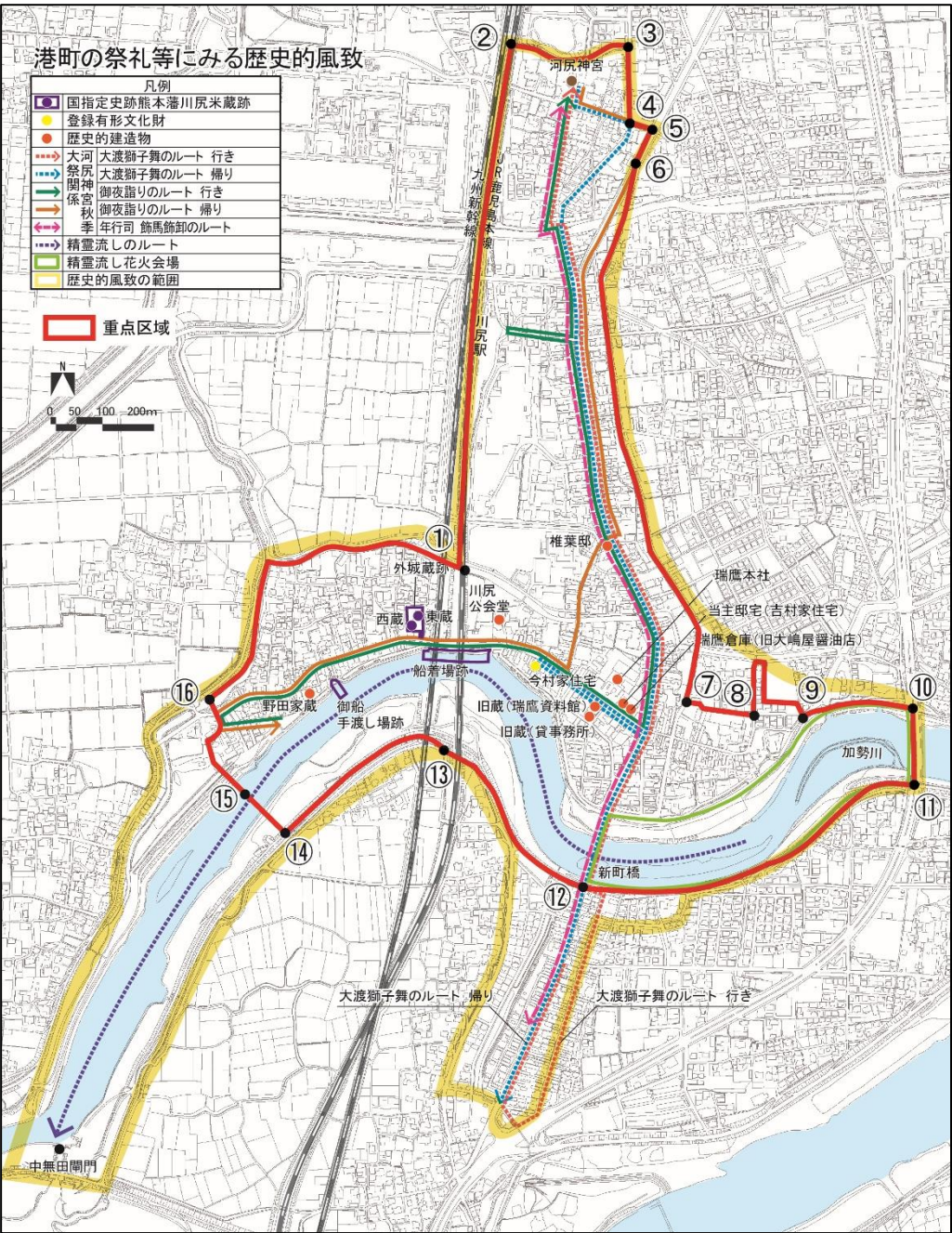
①～②	熊本城旧城域
②～③	熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）に基づく新町・古町地区の区域界（市道 紺屋今町辛島町第1号線・市道 紺屋今町5号線）
③～④	国道3号
④～⑤	市道 細工町5丁目慶徳堀町第1号線
⑤～⑥	県道 熊本高森線
⑥～⑦	県道 並建熊本線
⑦～⑧	景観重点地域「熊本城周辺地域」の西辺部（JR鹿児島本線）
⑧～①	市道 段山本町第5号線

(2) 川尻地区

川尻地区は、史跡熊本藩川尻米蔵跡を核として、江戸時代の町筋が残るとともに歴史的建造物や社寺が集積する界隈や、河尻神宮秋季大祭の大渡獅子舞や御夜詣り、飾馬等のルートとなる参道・街道、精霊流しが行われる加勢川を包含する区域である。

名称：川尻地区

面積：約 85ha



重点区域（川尻地区）と歴史的風致の活動及び歴史的建造物等

具体的な区域の境界は、JR 鹿児島本線を北上し、河尻神宮北側の道路（市道白藤町第 27 号線）に沿って進み、市道世安町八幡 5 丁目第 1 号線を南下、市道八幡町第 60 号線を東に進む。市道八幡町川尻町第 2 号線を南下し、市道八幡町川尻町第 3 号線を東に進み、町内界境界と河川管理道を通してそのまま国道 3 号まで進む。国道 3 号の橋を渡り、加勢川沿いを西に進む。大字・丁目界に結ぶよう加勢川を渡って北上し、無田川沿いを進み、JR 鹿児島本線に結ぶ範囲とする。

区域の境界（川尻地区）

①～②	JR 鹿児島本線
②～③	市道 白藤町第 27 号線
③～④	市道 世安町八幡 5 丁目第 1 号線
④～⑤	市道 八幡町第 60 号線
⑤～⑥	県道 川尻宇土線
⑥～⑦	市道 八幡町川尻町第 2 号線
⑦～⑧	市道 八幡町川尻町第 3 号線
⑧～⑨	町内界境界
⑨～⑩	河川管理道
⑩～⑪	国道 3 号線
⑪～⑫	河川管理道
⑫～⑬	市道 杉島川尻 6 丁目第 1 号線
⑬～⑭	河川管理道
⑭～⑮	大字・丁目界を河川管理道路まで延長した線
⑮～⑯	大字・丁目界
⑯～①	無田川

4. 重点区域の指定の効果

本市の重点区域内において、歴史的風致の維持及び向上を重点的かつ一体的に推進することで地域住民の理解や努力を後押しし、本市の貴重な歴史的建造物等を確実に後世に継承することが可能になるとともに、歴史、文化、伝統の価値を市内外に示し、観光等の魅力を増大させることができるなど、様々な効果が得られる。

(1) 城下町地区

重点区域「城下町地区」の対象である「城下町の祭礼にみる歴史的風致」「一町一寺の町の営みにみる歴史的風致」は、本市の中心市街地に含まれるとともに、熊本城を中心に都市が形成されてきた歴史的背景から、本市の歴史・文化の中核となる地区である。そして、この地区の歴史・文化の厚い蓄積は、観光や都市機能、本市の景観イメージの形成にも重要な役割を果たしている。

このため、本重点区域での施策の推進は、当該区域の歴史的風致の維持向上並びに全市的な歴史文化的魅力の向上に寄与し、市民の郷土意識の向上、歴史文化への誇りの醸成につながるものである。

また、陸の玄関口である熊本駅周辺地区と、にぎわいや経済的活動の拠点となる通町筋・桜町周辺地区とを繋ぐエリアとして、回遊性の向上についても期待される。

さらに、「熊本市第7次総合計画」や「第2次熊本市都市マスタープラン」、「第2期熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略」、「熊本市経済観光局アクションプラン2019」等に位置づけられた関連施策との連携により、観光・商業・移住定住促進といった分野においても、相乗効果が期待される。

(2) 川尻地区

重点区域「川尻地区」の対象である「港町の祭礼にみる歴史的風致」は、史跡熊本藩川尻米蔵跡とともに歴史的な町並みが残されている。港町の繁栄を伝える歴史遺産としての側面と観光としての側面を併せ持っており、史跡熊本藩川尻米蔵跡の整備と合わせて各事業を推進することで、交流人口の増加や地域の再評価がもたらされ、地域住民の歴史文化への認識やふるさと意識を一層深めることにつながり、ひいては地域の伝統文化への理解や参画が促進されてそれらの維持継承に好影響が生まれることも期待される。

5. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画法との連携

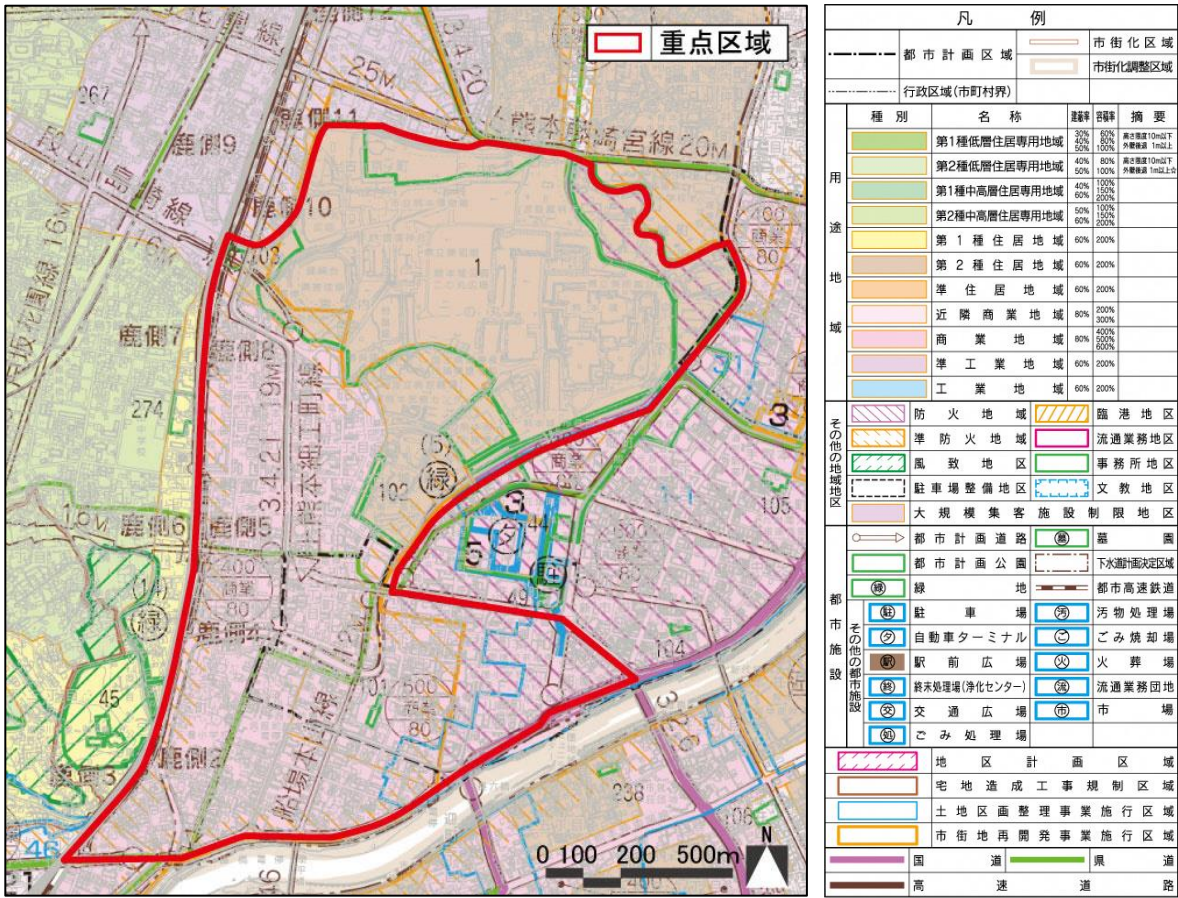
本市の都市計画は、行政区域である 390.32 ㎢のうち、約 354 ㎢を都市計画区域に指定しており、そのうち約 108 ㎢を市街化区域、約 246 ㎢を市街化調整区域に指定している。

市街化区域のうち用途地域の割合は約 77%が住居系、約 9%が商業系、約 14%が工業系となっている。

本計画の重点区域は、全て都市計画区域内であり、河川等を除き用途地域が指定されている。

今後も、用途地域の指定状況を踏まえたうえで、適切な土地利用の誘導により、周辺環境との調和に努め、歴史的風致の維持向上を図っていく。

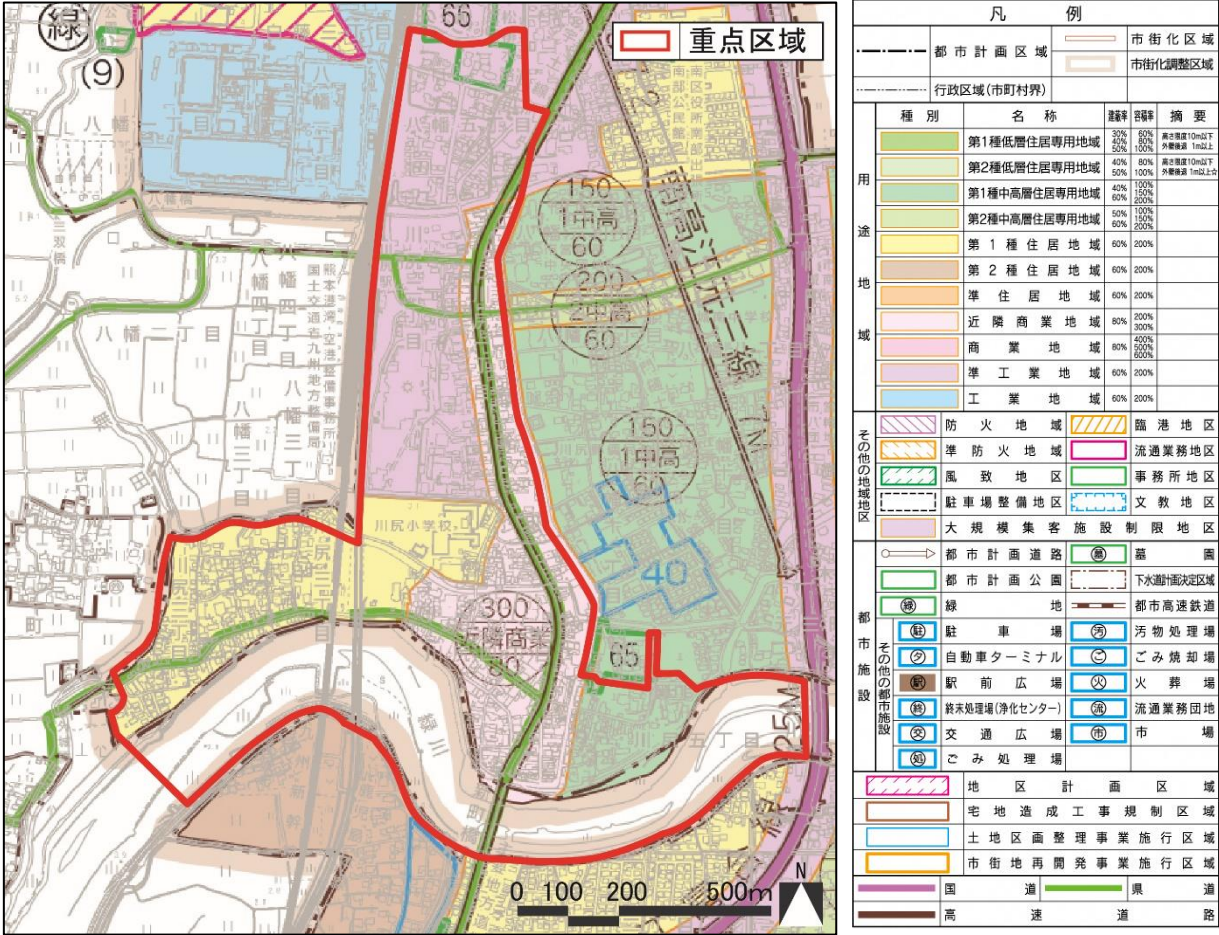
城下町地区



用途地域と重点区域（城下町地区）

第4章 重点区域の位置及び区域

川尻地区



用途地域と重点区域（川尻地区）

(2) 熊本市景観計画等との連携

平成21年(2009)10月に熊本市景観計画を策定、あわせて熊本市景観条例を制定し、総合的な景観形成を進めている。本市の歴史的風致は市内各所に広がっていることから、事業展開に合わせて景観行政と連携し、歴史的風致の維持向上に努める。

①熊本城周辺の景観形成基準

城下町地区は、重点地域「熊本城周辺地域」に含まれ、ランドマークとしての熊本城への眺望、熊本城からの眺望、市街地と熊本城とのあいだのゆとりある眺望を保全するため、熊本城を望む視点場及び天守閣からの眺望に配慮した景観形成基準を定めている。

■景観形成基準の概要（熊本城周辺地域）

対象		景観形成基準の概要
建築物、工作物	位置・高さ	<熊本城特別地区> ・ 海拔 50m（熊本城本丸の石垣の高さ）を超えないこと <一般地区> ・ 海拔 55mを超えないこと 等
	形態	・ 建築物等は、地域の雰囲気損なわない、全体を統一感のある形態 意匠となるように配慮すること 等
	色彩	・ 樹木との関係に配慮し、地域の雰囲気損なわない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること 等

■熊本城周辺地域で推奨する色彩

	色相	明度	彩度
明灰色	N	8 以上 9 以下	—
中灰色	N	6 以上 8 以下	—
暗灰色	N	3 以上 6 以下	—
明穏色	R・YR・Y 系	8 以上 10 以下	3 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下
中穏色	R・YR・Y 系	5 以上 8 以下	3 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下

②熊本駅周辺の景観形成基準

城下町地区の北岡神社周辺は、重点地域「熊本駅周辺地域」に含まれ、本市の玄関口にふさわしい、風格とにぎわいの感じられる景観形成を図るため、駅前広場等からの眺望に配慮した景観形成基準を定めている。

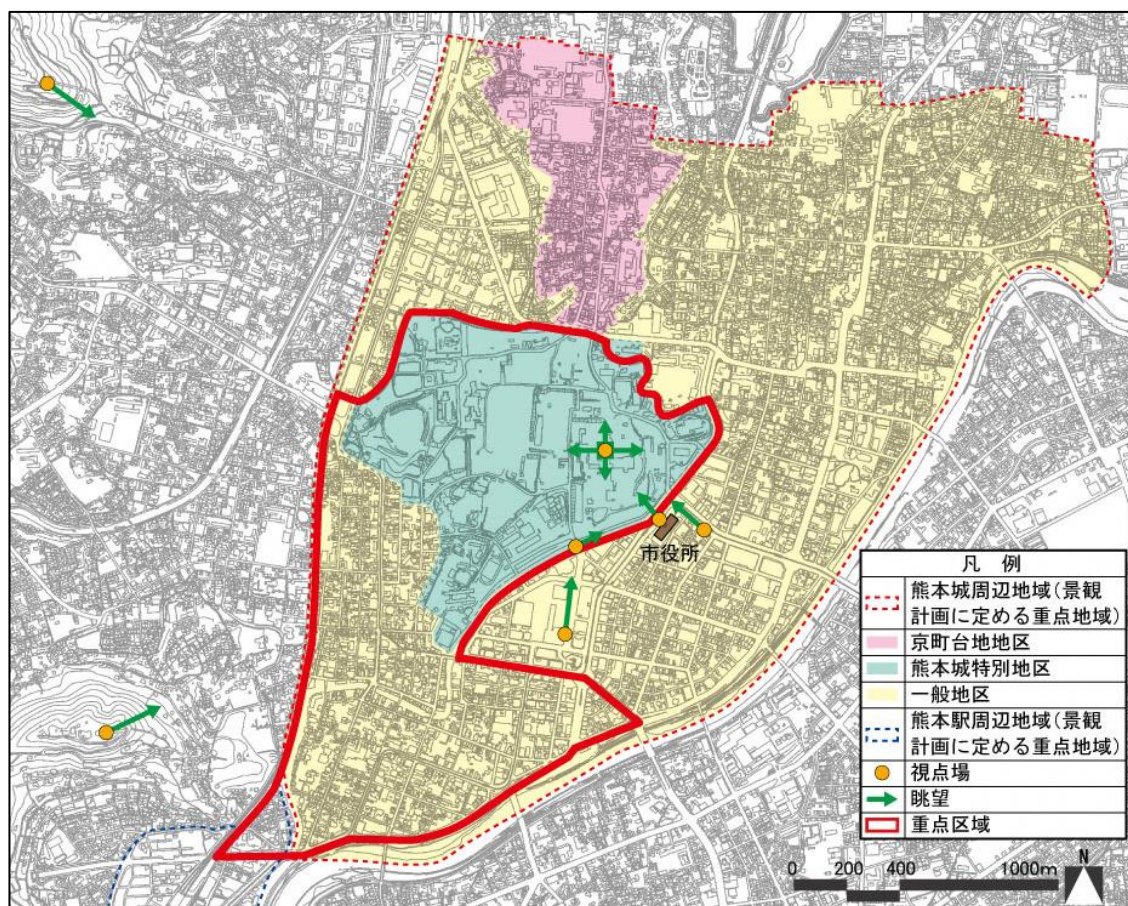
■景観形成基準の概要（熊本駅周辺地域）

対象		景観形成基準の概要
建築物、 工作物	位置・形態	・「熊本駅周辺地域都市空間デザインガイド」（熊本県・熊本市）を参考とすること。
	色彩	・樹木との関係に配慮し、地域の雰囲気損なわない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること 等

■熊本駅周辺地域で推奨する色彩

	色相	明度	彩度
明灰色	N	8 以上 9 以下	—
中灰色	N	6 以上 8 以下	—
明穏色	R・YR・Y 系	8 以上 10 以下	3 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下
中穏色	R・YR・Y 系	5 以上 8 以下	3 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下

城下町地区



景観計画に定める重点地域（熊本城周辺地域、熊本駅周辺地域）と重点区域（城下町地区）

③川尻地区の景観形成基準

歴史的な街並みが残る川尻地区は市域全域の景観形成基準に準じるが、色彩に関しては、「歴史的な街並み地区」として、本地域で推奨する色彩や避けてほしい色彩等を定めている。

■歴史的な街並み地区の地域で推奨する色彩（川尻地区）

	色相	明度	彩度
白	N	9 以上 10 以下	—
明灰色	N	8 以上 9 以下	—
中灰色	N	6 以上 8 以下	—
暗灰色	N	3 以上 6 以下	—
黒	N	3 以下	—

■歴史的な街並み地区の避けてほしい色彩（川尻地区）

	色相	明度	彩度
明清色	R・YR 系	6 以上 10 以下	3 以上 6 以下
	Y 系		3 以上 4 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP		2 以下
暗清色	R・YR 系	6 以下	3 以上 6 以下
	Y 系		3 以上 4 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		2 以下

(3) 屋外広告物の制限

本市における屋外広告物の表示及び掲出については、屋外広告物法に基づく熊本市屋外広告物条例により規制誘導されている。

原則として、広告物を表示できない「禁止地域」と、広告物表示の許可が必要な「許可地域」の2つがあり、禁止地域のうち第二種禁止地域には文化財保護法、熊本県文化財保護条例、熊本市文化財保護条例により指定された地域が含まれている。

なお、道標、案内図板などの公衆の利便に供する広告物は、高さや面積などの基準を満たし、許可を受ければ特別規制地域でも表示することができる。

引き続き、屋外広告物条例の周知や屋外広告物の指導に努める等、良好な歴史的風致の維持及び向上を図る。

禁 止 地 域

- ・自然景観や快適な生活環境を保持するため、原則として広告物の表示を禁止し、良好な景観を守っていく地域です。
- ・自家用広告物や道標・案内図板については、基準に適合すれば許可を得て出すことができます。
- ・自家用広告物については、基準内であれば許可はいりません。

地域区分	規制地域区分	適用地域
禁止地域	第一種禁止地域	・風致地区の緑地内（立田山緑地） ・自然公園の特別地域（金峰山、立田山の一部等）
	第二種禁止地域	・風致地区（江津湖風致地区、花岡山万日山風致地区等） ・文化財保護法による建造物等（熊本城等） ・熊本県文化財保護条例による建造物等（旧細川刑部邸等） ・熊本市文化財保護条例による建造物等（釣耕園、叢桂園等） ・都市公園（水前寺江津湖公園、白川公園等） ・熊本市景観計画による景観形成地区（戸島町の一部） ・道路の沿線（九州縦貫自動車道の路端から500m以内の市街化調整区域等） ・古墳、墓地、社寺、火葬場等（千金甲古墳等）
	第三種禁止地域	・第1種、第2種低層住居専用地域（花園、島崎の一部等） ・道路、鉄道の沿線 （国道57号の一部の路端から100m以内、国体道路南北線・東西線、熊本港線、北バイパス等主要な道路沿線、JR沿線、九州新幹線の一部沿線等） ・官公署、学校、図書館、公会堂等の公共施設等

※九州新幹線の一部沿線では、一般広告物のみを禁止する（空間規制）区間がある。

許可地域

- ・経済活動等を考慮して、許可により健全な景観を誘導していく地域です。
- ・原則として広告物を表示するには許可が必要です。
- ・自家用広告物については、基準内であれば許可はいりません。

地域区分	規制地域区分	適用地域
許可地域	第一種許可地域	・市長が指定する道路沿線
	第二種許可地域	・禁止地域、第一種・第三種許可地域以外の地域（第1種、第2種中高層住居専用地域、第1種、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域等）
	第三種許可地域	・禁止地域以外の商業地域、近隣商業地域、工業地域、準工業地域

●禁止地域・許可地域の許可基準

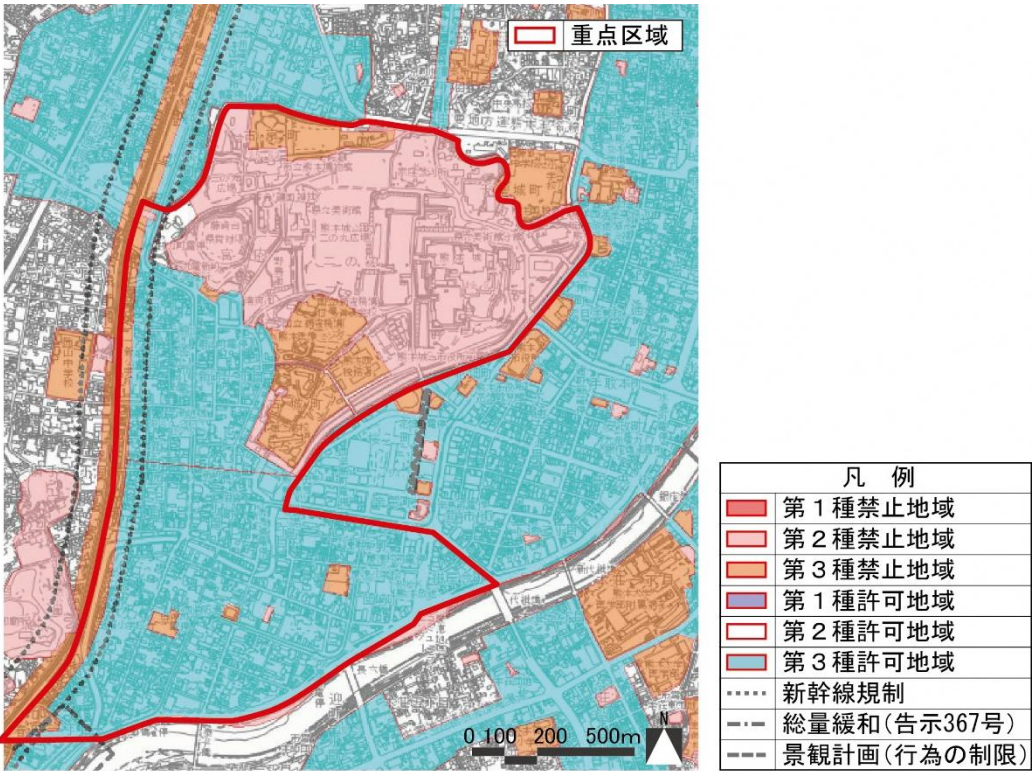
○許可を受けて出せる広告物の表示面積の合計等の基準（総量規制）

（ S ＝広告総面積、 S' ＝片面広告面積、 H ＝広告物の高さ）

地域区分	規制地域区分	一般広告物	自家用広告物	道標、案内図板等	
				電柱等を利用	電柱等を利用するものを除く
禁止地域	第一種禁止地域	禁止	$S \leq 10 \text{ m}^2$ (1事業所等につき) 1表示面 5 m^2 以内	禁止	片面 $S' \leq 1 \text{ m}^2$ (1物件につき) $H \leq 3 \text{ m}$
	第二種禁止地域	禁止	$S \leq 15 \text{ m}^2$ (1事業所等につき)	禁止	道標（施設案内板） 片面 $S' \leq 2 \text{ m}^2$ (1物件につき) [2つの事業所等が共同で表示する場合 片面 $S' \leq 3 \text{ m}^2$ 3つの事業所等が共同で表示する場合 片面 $S' \leq 5 \text{ m}^2$] $H \leq 5 \text{ m}$
	第三種禁止地域	禁止	$S \leq 50 \text{ m}^2$ (1事業所等につき)	近隣の施設又は事務所等に誘導すること	案内図板（地域案内板） $S \leq 5 \text{ m}^2$ (1物件につき) $H \leq 5 \text{ m}$
許可地域	第一種許可地域	広告物 $S \leq 50 \text{ m}^2$ (1事業所等又は一団の土地につき)			
	第二種許可地域	$S \leq 100 \text{ m}^2$ (1事業所等又は一団の土地につき)			
	第三種許可地域	制限なし [但し、建植広告（自家用広告物及び管理用広告物を除く。）の表示面積の合計 $S \leq 100 \text{ m}^2$ (1団の土地につき)]			

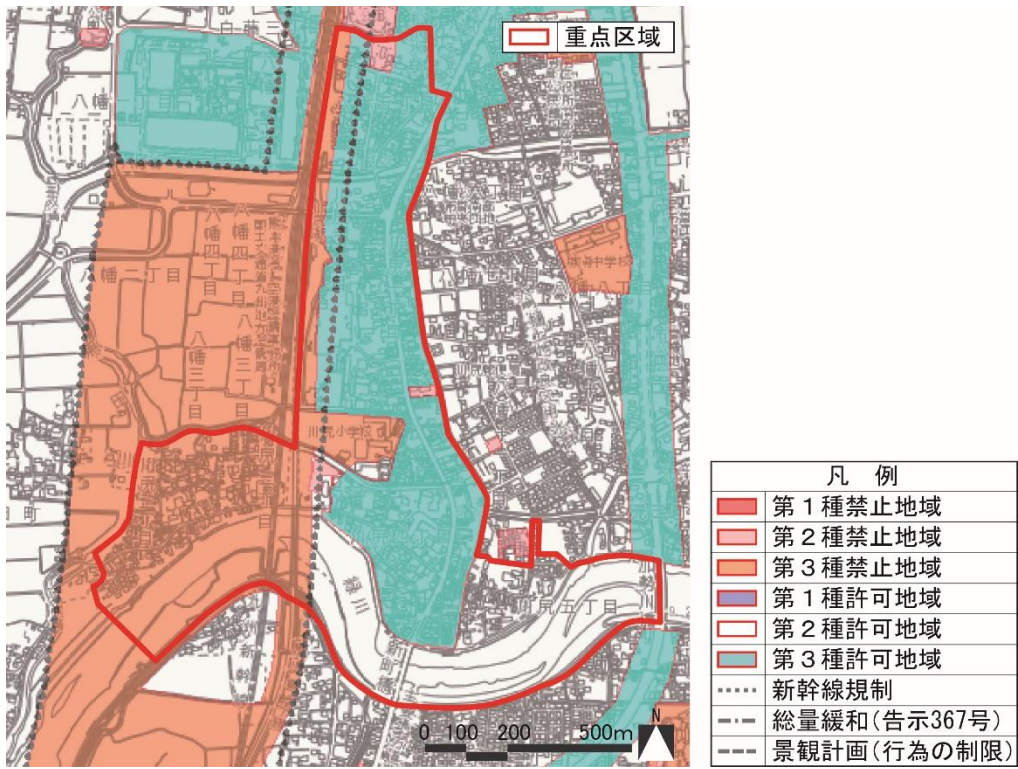
第4章 重点区域の位置及び区域

城下町地区



屋外広告物規制図と重点区域（城下町地区）

川尻地区



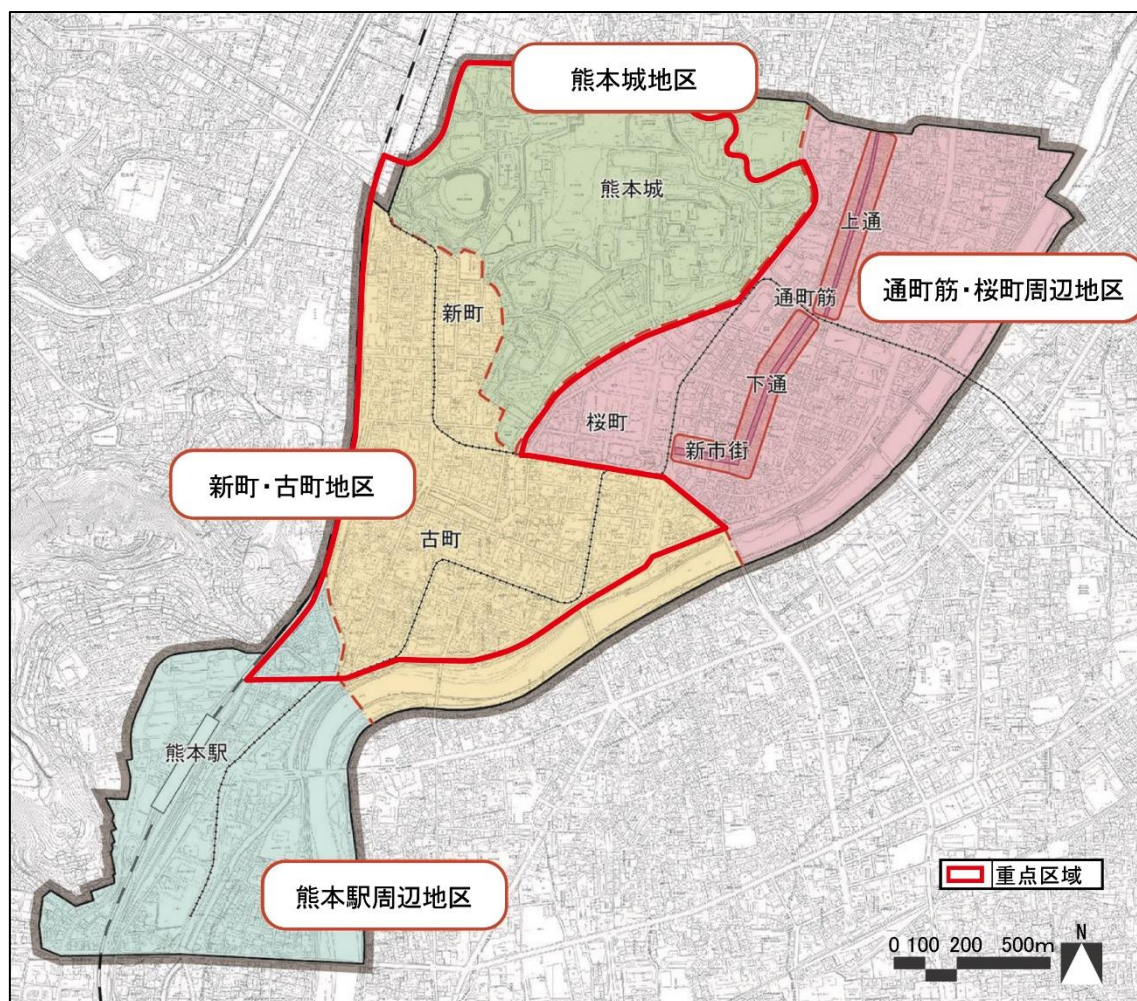
屋外広告物規制図と重点区域（川尻地区）

（４）熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）との連携

平成29年（2017）4月に策定された熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）では、商業・業務等都市機能が集積している「通町筋・桜町周辺地区」、本市の陸の玄関口として整備を進めている熊本駅及びその周辺を含む「熊本駅周辺地区」、それらの地区を結ぶ役割を果たし、城下町としての町割りや資源のある「新町・古町地区」及び熊本の象徴である熊本城や多数の歴史・文化施設のある「熊本城地区」を一体的に活性化していくことから、これらの地区からなる区域を中心市街地と設定している。

今後も、熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）と連携し、熊本城や新町・古町地区の町屋等の歴史的建造物の保存・活用を図りながら、「にぎわいあふれる城下町」を目指し、良好な歴史的風致の維持及び向上を図る。

城下町地区



熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）策定範囲と重点区域（城下町地区）

(5) 特別史跡熊本城跡保存活用計画との連携

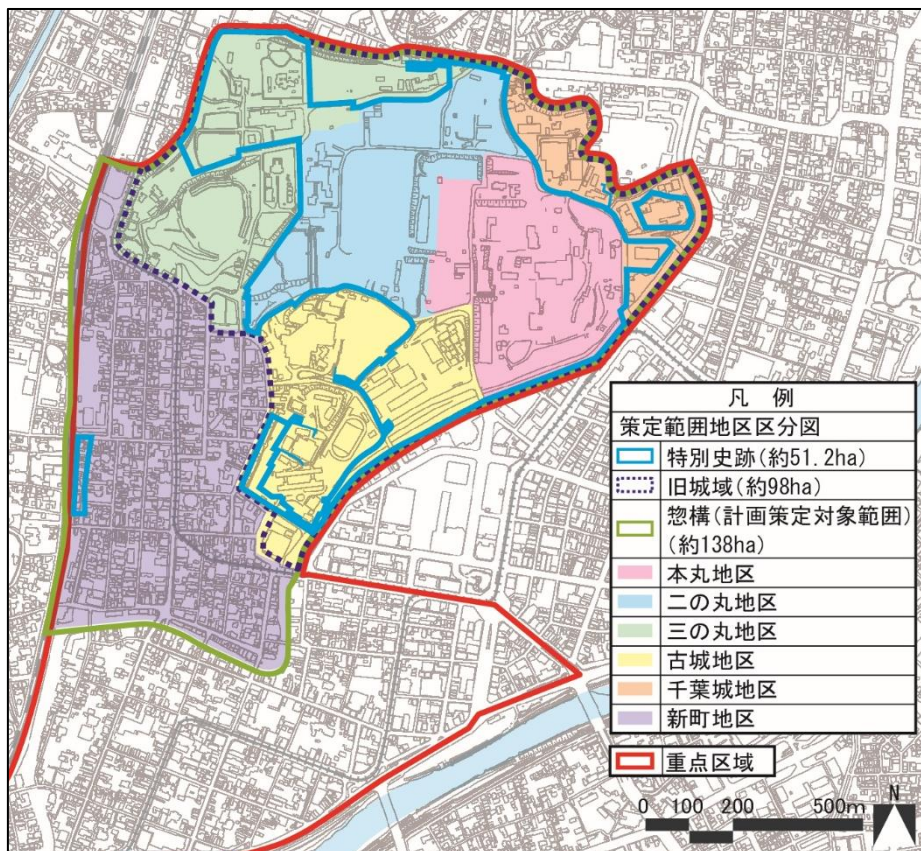
本計画は、昭和 57 年（1982）に策定した「特別史跡熊本城跡保存管理計画」を「特別史跡熊本城跡保存活用計画」として平成 30 年（2018）3 月に改訂したものである。

保存活用計画の対象範囲は、特別史跡の指定範囲を中心として城下町である新町までを含めた約 138ha を対象範囲とし、保存管理の基本方針を定め、6 つの地区に区分したうえで、保存管理の方法を示している。また特別史跡指定地において、地区ごとの現状変更等の取扱基準を定めている。（特別史跡外である新町地区を除く）

特別史跡の指定範囲については、熊本城跡は旧城域を含め往時の地形等をよく残していることから、将来にわたる史跡の確実な保存を図るため、今後もこれまでの方針を継承し、特別史跡の指定範囲を旧城域まで拡大すること（追加指定）を検討していく。

今後も、特別史跡熊本城跡保存活用計画に基づき、適切な保存や整備、活用などを行い、良好な歴史的風致の維持及び向上を図る。

城下町地区



特別史跡熊本城跡保存活用計画策定範囲と重点区域（城下町地区）

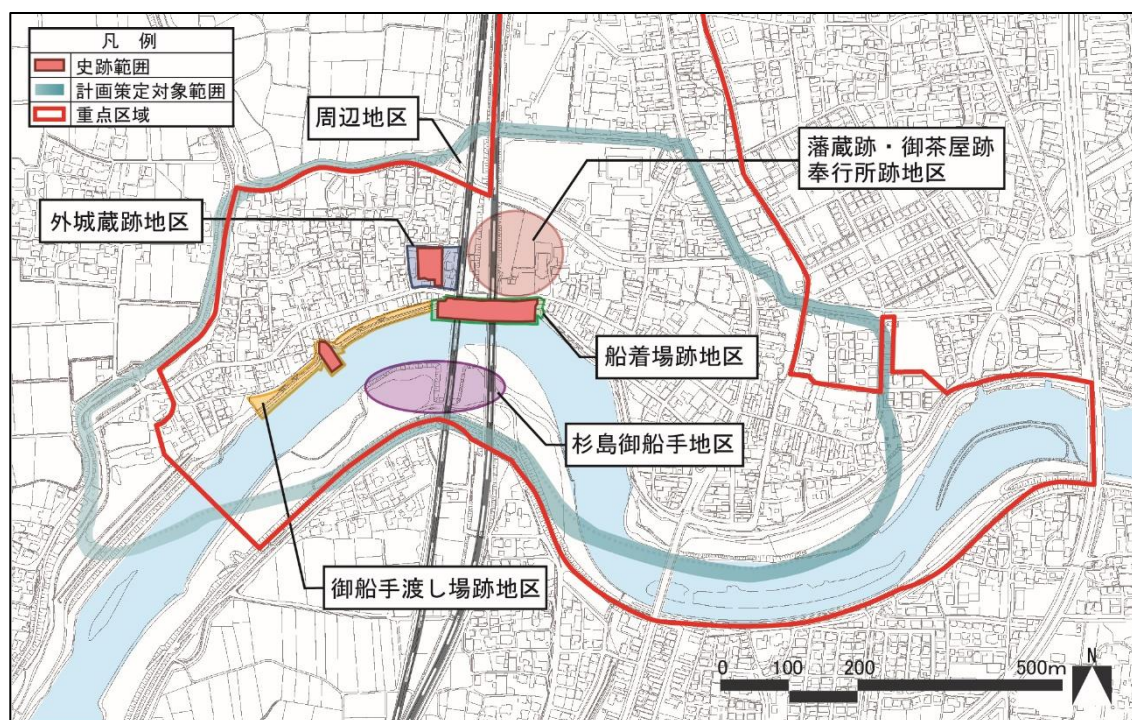
(6) 熊本藩川尻米蔵跡保存活用計画との連携

重点区域「川尻地区」にある史跡熊本藩川尻米蔵跡は、平成 26 年（2014）から平成 27 年（2015）に「熊本藩川尻米蔵跡保存活用計画」が策定（実施・発効日：平成 28 年（2016）3 月 31 日）された。史跡の効果的・計画的な保存と活用を図るため、下記の範囲を計画対象範囲とし、保存と活用の基本方針及びその具体的手法を示し、あわせてそれを実現するための運営の方法について示している。

各地区における保存方法を定めており、史跡については現状変更等の取り扱い基準を定めており、史跡指定地と関連の強い地区についても、絵図、文献資料や遺構調査等の調査・研究の成果に基づいて追加指定を検討する等、計画範囲全体での一体的な保存を図っていく。

今後も、熊本藩川尻米蔵跡保存活用計画に基づき、適切な保存や整備、活用などを行い、良好な歴史的風致の維持及び向上を図る。

川尻地区



熊本藩川尻米蔵跡保存活用計画策定対象範囲と重点区域（川尻地区）